

「指定道路調書」ご利用上の注意

- 1 指定道路調書（以下、「本調書」という。）は、建築基準法第42条第1項第4号、同項第5号及び第2項に規定される指定道路の位置、種別、指定年月日等を記載したものであるため、敷地と道路の接道距離及び土地の境界を示すものではありません。
- 2 指定道路の位置及び種別は、適宜、変更する場合があります。建築確認等の際は、必ず最新の情報を各土木事務所の建築指導担当課でご確認ください。
表示内容に疑義がある場合についても、各土木事務所の建築指導担当課へご相談ください。
- 3 上記の趣旨に反した本調書の利用によって発生する直接又は間接の損失、損害等について、神奈川県は一切の責任を負いません。
- 4 本調書の利用は自己の責任において行ってください。
著作権法上認められた行為（私的使用等）を除き、掲載されている内容を無断で複製転用することを禁じます。
- 5 神奈川県の所管する区域外にまたがる指定道路については、当該指定道路を所管する行政庁にもご確認くださるようお願いいたします。